

第150回教育研究評議会議事要録

日 時 平成29年9月11日（月）14時00分から16時28分まで
場 所 本部棟5階 大会議室
陪 席 千家監事
欠席者 肥後評議員，杉江評議員，金山評議員

- ・第149回の教育研究評議会議事要録について議決された。

議 題1. 情報セキュリティ委員会規則の一部改正について
秋重理事から，資料1により，情報セキュリティ委員会規則の一部改正について説明があり，原案どおり議決された。

議 題2. 島根大学学生懲戒規則の一部改正について
荒瀬理事から，資料2により，島根大学学生懲戒規則の一部改正について説明があり，原案どおり議決された。

議 題3. 名誉教授の称号授与について
山口医学部長から，資料3により平成29年3月31日に退職した教員に対し本学名誉教授称号授与規則第4条の規定により称号授与を提案すること，及びその推薦理由について説明があった。また，廣光総合理工学研究科長から，資料3により平成29年7月31日に退職した教員に対し同様に称号授与の提案と，その推薦理由について説明があり，それぞれ原案どおり議決された。

協議事項1. 教育組織と教員組織の分離について

学長から，資料4により，本学における「教育組織と教員組織の分離」（教教分離）の検討案について説明があった。また，追加資料により，全国の教教分離の現状，及び本学における教教分離導入の方針等について説明があった。追加資料は，後日配布することとなった。評議員からは次の意見が出され，学長から回答があった。

○環境・エスチュアリー系のように複数の学部が合体している学系の人事については具体的にどのように考えているのか。

→人事の発議は学部からになる。学術研究院から，研究院が求める人材の専門に近い学系へ具体的な人材を選考するよう提案することになる。審査基準は各学系で設ける。

○学系によって審査基準が違ってよいのか。

→可能な限り統一したいが，学系によって異なってくることは起こりうる。

○学系長の選考についてはどのように考えているか。

→学部長選考の場合を想定すると，学系の中から候補者が選出された後，学長が任命するという流れが考えられる。

- 所属する学系の選択について、教員が希望する余地はあるのか。
 - 本来は、各教員の専門分野により、個人の判断で学系を選ぶことが良いと思われるが、現在所属する学部に対応した学系にひとまず属してもらいたい。運営の過程の中で本来の教教分離の姿に近い形となった時には、各教員の専門に合致した学系に所属するようにしたい。
- 内部昇任について、人件費は一元管理になると思うが、例えば全学で決めた定員の中で学部からの希望を募るといった、具体例があれば提示してほしい。また、教教分離の体制になることで、退職者の穴を埋めるための昇任はなくなるという解釈でよいか。
 - 単純な穴埋めを理由とした内部昇任はなくなるという解釈で問題ない。内部昇任のあり方、具体的な手法等については、今後検討していきたい。
- 学生の指導について、現在指導教員制をとっているが、今後どのように変化していくのか。
 - 各教員は組織としては教員組織に所属しているが、教育に関してはそれぞれに専任の学部を担当するため、学生の指導・教育はこれまでと同様に行うことになる。
- 学系会議について、資料では学系に所属する教授をもって組織するとあるが、准教授、講師、助教が発言する場合はどうすればよいのか。学系の中での准教授の立ち位置を明確にして欲しい。准教授が教員業績審査委員会に所属することとなった場合、教員業績審査委員にはなれるが、投票権は与えられないということになるのか。
 - 教員業績審査委員会は人事を審議する場であるため、教授が責任を持って運営するべきと考えている。必要であれば学外の有識者や他学系の教員を審査委員として招くことも想定される。
- 出発点として人事の面から教教分離を進めていくとのことだが、最終的な教教分離としてどのようなものを考えているのか。
 - 本格的な学位プログラムを構築し、併せて教育プログラムに合致した教員組織を作っていくたい。
- 現状として教員の世代に幅があり、現在教授職にいる教員が定年退職すると、所属する教員が准教授以下となり、人事について議論できなくなる恐れがある。そのような場合、学科会議であれば准教授であっても、教授会や学系会議の中身について議論することは可能なのか。
 - 教授会等で人事を議論することは難しい。原則として、人事については教授が責任を持ち、准教授以下は教育と研究に専念してもらいたい。
- 代議員会とは何か。
 - 選出された代議員が、教授会の審議を行っていくもの。各学部が考える教育・研究が最も機能するような教授会にしていく体制の一例として挙げている。
- 教員ポスト（人件費）について学系で発議された後、学術研究院で審議されることになると思うが、最終決定権を持つ学術研究院での審議はどのようになされるのか。また、審議は適切なものになるのか。

→学術研究院は学長・理事・各学系長等で組織されるため、大学全体に対し適正な方向で審議する。

○学術研究院が希望する人事はどこから発議されるのか。

→執行部から発議されることになる。今回は、最も多いとされる学部からの人事を例に挙げたが、執行部や学系等から発議されることも考えられる。

○総合理工学部と生物資源科学部の事務部が一つになっているが、その目的はどこにあるのか。また学系の事務は、学部の事務とは異なる事務組織がするのか。

→自然科学研究科が設置されることに伴って、事務部を統合したものを提案した。学系の事務については今後検討する。

○人権費管理について、将来計画検討等における講座や人事等の調整については、附属病院のスタッフのものも含め、しばらく現状の方法を続ける必要があるのか。

→原則は全学管理となる予定だが、急速な変化は混乱を招く恐れがあるため、当面は各部局が工夫をしつつ、漸次的に変更していく必要がある。

○教教分離の組織体制にすることで、新しい分野を設ける際などに、従来では学部間の力関係の影響も懸念されたが、今後は大学全体の観点から長期的な視野で議論することができるという理解でよいか。

→学術研究院では、大学の方向性を見据えた人事計画及び機能強化の役割を担っており、そのような観点からの人事を考えていく必要がある。学部から発議される審議事項については今後検討する必要があるが、現況よりも機動的な人事ができるはずである。

○教員業績審査委員会に学外有識者や他学系の教員を構成員として組み込むことで、広い領域で多角的な見方ができるようになるということか。

→大学やその学系の中にはない広い視点から、透明性のある人事をしていきたいと考えている。

この件についての意見は、9月末（医学部は教授会終了後）までに企画広報情報課に提出し、10月の教育研究評議会に議題として提出することとした。

協議事項2. デュアルユースに関する本学の取扱いについて

秋重理事から、平成29年4月13日の日本学術会議安全保障と学術に関する検討委員会の公表を受けて、本学での取扱等について研究推進室会議で審議した結果、「研究活動に関する行動指針（案）」を作成し、軍事的安全保障研究に関する審査制度などについて取扱いを体制案としてまとめたことについて、説明があった。

評議員からは次の意見が出され、秋重理事から回答があった。

○取扱いの流れについて、研究代表者としての申請と分担者としての申請があるが、それぞれを異なる大学の教員が担った場合、それぞれの教員が在籍する大学によって可否の判断が変わってくる可能性はないのか。

→現状では識別していなかったが、本学の理念に則し、どちらの立場であれまずは申請をしてもらい、その後必要であれば個別に検討していきたい。

○この行動指針は資金が軍事に関する外部資金に限って関係しており、軍事に関する

研究でなければ通常の倫理委員会に諮ればよいのか。

→人を対象とするような研究については、倫理委員会にて審議してもらいたい。

科学的な研究の多くは、軍事的な研究に汎用することが可能であるため、該当する研究を今後具体的に明示していきたい。

○審議結果は全体にも周知されるのか。また、採択の可否によって周知の有無も変わってくるのか。

→現状では、公表する予定はない。

この件についての意見は、9月末（医学部は教授会終了後）までに地域連携・研究協力課に提出することとした。

報告事項

学長から、報告事項については、「会議の効率的な開催について（申し合わせ）」に基づき特に説明が必要な事項について報告する旨の説明があり、以下について報告があった。

報告事項3「島根大学情報セキュリティポリシー見直しについて」は秋重理事から、資料8により報告があった。

報告事項4「情報セキュリティ講習（eラーニング）の受講状況について」は秋重理事から、資料9により報告があった。

報告事項5「教育学部生のJFN学生ラジオコンテスト2017中国・四国ブロック賞の受賞について」は学長から資料10により報告があり、受賞作品が披露された。

報告事項6「平成30年度概算要求の概要について」は松浦理事から、資料11により報告があった。

報告事項7「島根大学支援基金の受入状況について」は藤田理事から、資料12により報告があった。

報告事項8「島根大学ソーシャルメディアガイドラインについて」は藤田理事から、資料13により報告があった。

報告事項9「島大会員について」は藤田理事から、資料14により報告があり、10月21日開催予定の「島大会員のつどい」について周知された。

報告事項10「次期医学部長について」は学長から、平成29年9月30日に任期満了で退任する山口医学部長の後任として、医学部医学科病理学講座の並河教授を部局長選考規則第七条に基づき、9月6日に次期医学部長に選考したと報告があった。

報告事項12「平成32年度からの大学入試共通テストの導入に伴う平成30年度プレテストの実施について」は荒瀬理事から、資料16により報告があった。

報告事項のその他として学長から、株式会社小松製作所相談役坂根正弘氏による学生向けの講演会開催について報告があった。

最後に9月末をもって退任する学部長並びに評議員の紹介及び退任の挨拶があった。